

# 需給調整市場・容量市場の制度設計 に対する意見

平成30年3月2日  
沖縄電力株式会社

---

# 1. はじめに（電力システム改革に係る沖縄の扱い）

沖縄における電力システム改革の方向性については、「電力システム改革専門委員会報告書」（平成25年2月8日取りまとめ）、「電力システムに関する改革方針」（平成25年4月2日閣議決定）において整理されております。

具体的には、小売全面自由化は原則として実施し、卸電力市場の活性化等、その他の論点については、沖縄の特殊性も踏まえた制度とする、とされております。

## 【参考1】電力システム改革専門委員会報告書（平成25年2月8日取りまとめ）（抄）

・小売全面自由化とそのために必要な制度改革

### 1. 小売分野への参入の全面自由化

#### （4）沖縄における小売全面自由化

沖縄地域の固有の事情については一定の配慮が必要と考えられる分野も多いが、他方で需要家の選択肢の拡大、多様な電源の参入といった政策目的は、沖縄地域においても他の地域と何ら変わることはなく、その実現に向けて改革を進めることが求められる。したがって、沖縄地域についても原則として他の地域と同様の制度改革を進めることを基本とし、その上で、沖縄地域の特殊性にかんがみ一定の例外措置を設けるという考え方が適当である。具体的には、小売全面自由化は原則として実施し、卸電力市場の活性化や送配電部門の広域化・中立化等、その他の論点については、沖縄の特殊性も踏まえた制度とする。

## 【参考2】電力システムに関する改革方針（平成25年4月2日閣議決定）（抄）

・改革プログラム

今回の電力システム改革は、大きな事業体制変革を伴うものであり、関連する法令の手当等を含め、十分な準備を行った上で慎重に改革を進めることが必要である。このため、実施を3段階に分け、各段階で課題克服のための十分な検証を行い、その結果を踏まえた必要な措置を講じながら実行するものとする。

なお、沖縄地域については、地域の特殊性を踏まえた制度とする。

## 2. 需給調整市場について

---

需給調整市場は、現在の調整力の公募調達と同様に、一般送配電事業者による調整力の調達における公平性・透明性の確保が図られるのみならず、より効率的で柔軟な調達に寄与するものと認識しており、沖縄エリアにおいても同様と考えております。

一方、需給調整市場の創設によって実現される、“広域的な調整力の調達・運用”について、沖縄は独立系統であることから広域化は行えない状況です。

制度検討作業部会において、2020年に向けた需給調整市場の共通プラットフォーム開発は、一般送配電事業者が担うことが妥当とされております。需給調整市場の創設に向け、沖縄エリアの特殊性を考慮しつつ、当社も他の一般送配電事業者と共に取り組んでいるところです。

### 【参考】平成29年12月 中間論点整理（第2次） 需給調整市場 抜粋

（共通プラットフォームの開発の在り方）

2020年に向けた共通プラットフォームの開発については、品質の高いシステムを構築することにより利益を受ける主体が一般送配電事業者であることや、開発作業が一般送配電事業者の実運用と密接に連携することが想定されることから、一般送配電事業者が開発し、費用負担することが妥当である。

### 3. 容量市場について (1/2)

昨年12月に示された制度検討作業部会の中間論点整理（第2次）において、沖縄エリアにおける容量市場の適用については、今後の検討事項とされております。

【参考1】平成29年12月 中間論点整理（第2次）について（概要資料） 抜粋

#### 容量市場の論点（2）

論点	現時点の検討の方向性	さらに検討を深めるべき事項
⑥容量市場の地理的範囲	<ul style="list-style-type: none"><li>● 容量オークションは全国単一で実施。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 連系線制約により市場分断し、容量市場による徴収額と支払額に差額が発生した場合の扱い。</li><li>● <u>沖縄エリアにおける容量市場の適用。</u></li></ul>

【参考2】平成29年12月 中間論点整理（第2次） 容量市場 抜粋

（3）今後について

また、沖縄エリアにおける容量市場の取り扱い、経過措置の導入等により既存相対契約において値差が生じた場合の考え方、市場支配的な事業者への対応等については、必要に応じて、本作業部会において今後検討を行っていく。

### 3. 容量市場について (2/2)

---

中間論点整理（第2次）において、容量市場の意義として、「単に卸電力市場（kWh価値の取引）等に供給力の確保・調整機能を委ねるのではなく、（中略）より効率的に中長期に必要な供給力・調整力が確保できるようにすることが求められる」とされております。

一方、沖縄エリアにおいては、卸電力取引所がないことを踏まえ、当社としては、相対取引環境の充実を図ってまいりました。

具体的には、当社では、常時バックアップや電源定検時等の補給メニューに加え、今回新たに沖縄の更なる競争環境整備として、「需給調整用の卸電力メニュー」を本年4月から提供することとしており、これら卸電力メニューについては、電源固定費を含んだ設定としております。

当社としては、今後も相対取引により電源固定費を回収していく予定であることから、現段階においては、沖縄エリアにおける容量市場創設の必要性は低いと考えております。

ただし、現在、一般送配電事業者による調整力の公募調達を通じてkW価値（電源固定費）の対価が支払われている調整力電源について、今後はその対価を容量市場を通じて回収していく方向と認識しておりますが、沖縄は容量市場の対象外とした場合、その調整力電源分のkW価値を回収する手段を講じる必要があると考えております。

## 【参考】需給調整用の卸電力メニューについて

第5回制度検討作業部会（平成29年5月15日）において、沖縄の更なる競争環境整備に向けた自主的取り組みとして創設を表明いたしました「需給調整用の卸電力メニュー」について、価格や提供開始時期等を以下のとおり設定しております。

### 【メニュー設定の概要】

- 価格設定 : 基本料金を低め、従量料金を高めに設定した低DC型  
季節別時間帯別料金、燃料費調整あり
- 契約形態 : 相対取引
- 提供開始 : 平成30年4月
- 電源構成 : 石油機、LNG機の一部（需給調整相当）、石炭機の一部（需給調整相当）
- 対象費用 : H30～H32年度想定費用（調整力相当分控除）
- 通告タイミング : H30年4月開始に向けては、現行の常時BUと同様に前日11時〆切として設定。  
現在、より実需給に近い通告タイミングの設定へ向けて検討中。
- 卸供給割合 : 卸電力メニューの契約電力（卸供給割合）は、接続送電サービスの4割以内とする。  
常時バックアップの契約電力と合わせて、卸供給割合は、高圧以上について、接続送電サービス契約電力の7割以内、低圧について、接続送電サービス契約電力の5割以内とします。  
なお、上記の割合については、今後の競争状況や電源調達環境の変化等も踏まえ、将来的に見直す可能性があります。

以上